

第6回矢作川流域委員会 議事概要(案)

矢作川流域委員会事務局

期日：平成18年2月6日(月)14時00分～16時50分

場所：岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間

1. 開会挨拶(豊橋河川事務所長)

2. 第5回流域委員会議事概要(案)の確認等

第5回流域委員会の議事概要について、配布された(案)のとおり確認された。

3. 議事

議事の内容に入る前に、これからの流域委員会での議論の方向性について、委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり

- 1)資料-4の「矢作川流域の現状の課題、意見等一覧」を見ると、優先順位が高いとされている課題に対し、委員会での意見が出ていない項目が多く残っている。非常に重要な問題がまだ十分に審議されていない状況である。
- 2)今後、議論を行う上では、検討項目が多岐に及ぶことから、これまでの審議内容も踏まえた上で、ポイントを絞りながら、優先順位についても十分に議論していく必要がある。
- 3)河川整備基本方針は社会資本整備審議会により策定されるものであり、流域委員会で議論した内容は全く反映されないのか。また、社会資本整備審議会の委員は、矢作川の現状についてあまり詳しくないと思うが、整備計画との矛盾が生じないか。
 - ・基本方針は社会資本整備審議会において、各水系の整備レベルを国家的な視点で定めるものであり、流域委員会で議論した内容が反映されるものではない。しかし、矢作川は基本方針の策定作業の段階から委員会を開催していることから、具体的に反映はされないものの、調整される部分もあると考えている。
 - ・地域の現状については、社会資本整備審議会の小委員会の中で、地域を代表する専門委員が委嘱されており、その地域の特性や現状について意見を述べてもらうことになっている。
- 4)上流・中流域が下流域に与える影響は非常に大きいですが、この委員会では国土交通省の管理

する下流域のみの審議である。昭和 39 年の河川法改正は、河川は 1 本であり管理者も 1 本にすべきという趣旨と認識しているが、矢作川には依然として五つの河川管理者がいる。また、県管理区間における現状や課題、その対策については各県で審議を行っている状況である。今後、この委員会において一つの方針を出すためには、他の管理者や県において審議、検討されている内容とも整合を図る必要があると考えている。

- 5) 国土の問題は河川だけではなく森林や農地との関係も非常に重要であるが、こうした国土形成や利用計画といった国土総合開発計画については国土審議会で議論されている。本来、こうした議論が融合的に結びつくような母体づくりが必要と考えるが、この委員会では、直轄部分の河川を整備することで、流域に対しても最大限のメリットが引き出されるような議論の場としたい。
- 6) 矢作川流域の支川部分など県の流域委員会で審議される内容についても、整備計画レベルでいずれ整合させる必要があると思われるので、関連資料について、この委員会の中でも適宜提示してほしい。
- 7) 整備計画策定後の進捗状況や水系全体の整合性など、フォローアップや監視を行う組織・方法についても、今後、委員会の中で議論していきたい。

(1) これまでの委員会での意見を踏まえた課題及び議論のポイントについて

これまでの委員会での意見を踏まえた課題及び議論のポイントについて、配付した資料及びそのパワーポイントに基づき事務局から説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) 今回の資料では、問題点と解決策が提案されており、これまでの議論より前向きな姿勢が感じられるものの、検討項目が多すぎる事による全体像のわかりにくさも感じる。今後、治水・利水・環境など各項目との関連性や、一つの施策が他に与える影響などについて、システム論的にまとめていく必要があると考える。
- 2) 環境については、20～30 年後の目標として、矢作川をどうするかといった議論が不十分であると感じている。次回の委員会において環境について議論するために、事務局には資料の作成をお願いしたい。
- 3) 計画高水位については基本方針策定の中での検討内容と思われるが、現在の計画高水位を下げるような検討は行われているのか。水位が低くなれば、漏水や浸透などの被害が軽減され、また、排水機場からの排水も容易になるなど、地元においても治水上においても、水位が下がることが望ましいと思う。基本方針で計画高水位が下がらないとしても、整備計画では、計画高水位より水位を下げるような整備目標や内容の検討も必要と考える。

- ・現在、戦後最大出水であった平成 12 年の東海（恵南）豪雨も踏まえ、基本方針の策定作業を進めているが、検討にあたっては、河道で受け持つことのできる流量から検討を始め、引堤や堤防嵩上、河道掘削などを比較しながら、水位を下げることを前提とした検討を行っている。整備計画については基本方針を前提とした内容となるが、一つの目標として東海（恵南）豪雨を踏まえながら、委員会でご審議いただくことを考えている。
- 4) 昭和 20 年代の矢作川は、うろこ状の砂州が多く見られていたが、現在では河道内に植生が繁茂するなど河川の姿が大きく変わっている。こうした変化の原因は何か。
- ・矢作川の河道の変化については、①昭和 63 年まで実施していた砂利採取により河床が低下し水の流れる場所が固定化した②ダムや堰といった横断工作物ができたことにより上流からの土砂供給が減った③矢作ダムができたことで洪水調節が行われるようになり河道内の攪拌頻度が減少し砂州が固定化された④砂河川である矢作川では河畔を守るために、河床低下にも強い屈倒性のある柳枝工護岸を施行しており、そのヤナギが河道内に広がった、といった様々な事象が原因であると考えている。
 - ・うろこ状砂州の形態から交互砂州への変化は、全国の砂河川でも生じていることであり、その原因には、戦後荒廃した山林を植林するなど、治山対策の影響も大きい。
- 5) 水質について平成 3 年と平成 14 年の BOD75% 値の比較があるが、全体としてはある程度のレベルは保っているものの、比べると 14 年の中流の水質は悪化し下流は改善されている。水質の変化は流域の発展の経過と関係があるのか。
- ・資料の表現方法として、色を変化させる境界値を 1.0mg/l としている変化であり、数値で比較すれば水質に大きな変化は見られない。また、環境基準は B 類型となっており、2mg/l 以下となっていることから、環境基準も達成されている。
- 6) 水利権量と実績取水量に乖離があるが、取水制限が無かった場合には、どの程度の取水量となったのか。
- ・平成 3 年～平成 12 年の間には、農水の取水制限率が 65% となっている年もある。取水制限が無かった場合、この期間の実績取水量は 1.2～1.3 倍程度増えると想定される。
- 7) 矢作ダム運用の向上として下流河道への土砂供給とあるが、他の河川では既に実施しているものもあり、これら事例を矢作川に応用した場合、問題となる点などが検討されているのであればお聞かせ願いたい。
- ・他の河川における事例については収集できておらず、矢作川に応用した場合の問題点等についてお答えできないが、矢作ダムでは平成 17 年 3 月に堰堤改良事業という予算が生まれ、平成 17 年度～平成 35 年度にかけて堆砂対策も行うこととしている。堆砂対策の内容については、緊急対策として治水機能の回復、長期対策として土砂バイパストン

ネルによる下流への土砂供給を考えており、委員会を設置して検討している。現在は、今後、技術的な課題について検討していくための作業を行っている。

8) ダム機能の向上として、堆砂対策の方法や実施した場合の課題など、国内のみならず外国の事例などもあれば紹介いただきたい。

9) 堆砂対策の国内事例としては、出平ダムや宇奈月ダムなどがあり、中部地整管内では美和ダムがある。土砂供給によって下流域で発生した課題や問題は、排砂の実施と並行しながら、その対処方法についても検討されていくものと思われる。

10) 河道内樹木については、治水上の観点から伐採してほしいとの地元要望が強い。基本方針あるいは整備計画において、河道整備と河道内樹木の保全・伐採について方向性が出ているのであればお聞かせ願いたい。

- ・基本方針においては計画高水流量を流下させるための断面を確保するために、河道内に堆積している土砂の掘削や樹木の伐採、また、断面の小さい場所では、河岸の掘削も行うこととなる。整備計画においては、流下させる対象流量は小さくなると思われるので、治水と環境のバランスを見ながら、今後、委員会でご審議いただくことを考えている。ただし、治水上の観点から、河道内の堆積土砂と樹木については、優先的に対策していくことになると考えている。

- ・環境に配慮し、河道内樹木として残した場合においては、その後の維持管理も考えていく必要があるため、治水、環境、維持管理も含め、洪水疎通という観点での検討もしていくことを考えている。

11) アユの遡上のために河川の流量が多く必要な時期に、矢作ダムは夏期制限水位としてダム容量を減らしてしまう。これまで最低限の維持流量を確保するよう、夏期制限水位の期間であっても100万m³の確保をお願いしてきたが認められない。矢作ダムの運用規定や操作規則の見直しも整備計画の中で検討をお願いしたい。

- ・国土交通省では既存施設の有効活用の検討が始まり、矢作川においても弾力運用という検討を行った。これは、降雨予測を行い、夏期制限水位時において洪水調節容量内に100万m³の余剰水を貯め、維持流量の補給に使うといった内容である。この提案が矢作川水利調整協議会の中でまとまり、今年の6月からの実施を予定している。また、弾力的運用は既に承認されていることから、整備計画の中にも記載することを考えている。

12) 水利用の合理化とは、水利権者が話し合いで合理化に取り組むというソフト対策なのか、それとも農業用水を用水路からパイプ配水にするといったハード的な解決まで含むものか。

- ・西三河地域は一部上水道に木曾川水系の味噌川ダムの水を利用し、一方、矢作ダムの水が岩倉取水口から工業用水として、愛知用水地区で利用されているという状況である。

こうした問題については、河川管理者として、利水安全度も見極めながら整理していくことを考えている。また、パイプラインやその他末端施設の整備に関しては、利水者が対応すべきものであるが、整備計画においては河川管理者として、指導していく旨の記載はしたいと考えている。

- 13) 環境の中には景観の視点も入ると思う。また、景観を損ねる要因としては不法投棄もある。次回は環境について、もう少し議論することなので、人間活動、景観、歴史的観点など矢作川独自の内容を、環境としてまとめていただきたい。
- 14) 新たな洪水調節施設の検討として「ダム建設等」の記載があるが、現在、上矢作ダムが実施計画調査中である。地元では、ダム建設の予定があることから地元整備を進めることができない状況であるが、反面、東海（恵南）豪雨で甚大な被害を受けたが、上矢作ダムがあれば被害は軽減されたのではないかといった期待もある。上矢作ダム建設に向けた、具体的な目標はあるのか。
- 15) 今後、治水、利水、環境を考える上で、上矢作ダムを前提とするか否かで、議論の方向が大きく異なる。河川管理者として、現在、どう考えているのか。
 - ・河川法が改正され、工事实施基本計画に代わり河川整備基本方針、河川整備計画を策定することになった。しかし、策定されるまでは工事实施基本計画に基づくこととなっていることから、上矢作ダムの実施計画調査は継続されているが、整備計画における上矢作ダムの位置付けについては、今後、代替案等を示しながら、委員会の中でご審議いただきたいと考えている。
 - ・ダム建設は地域にとって大きな問題であると認識しており、今後、早急に方向性が示せるよう、課題解決のための方策や代替案の検討などを進めてまいりたい。
- 16) 漁業が不振となったため、原因を求めて上流の上矢作町まで来た者がいた、という昔からの言い伝えがある。健全な流域とするため、上流は下流について、下流は上流について色々な知恵を出し合いながら議論を進めていきたい。
- 17) 整備計画は大臣管理区間であるが、流域委員会の目的等には「河川と流域の視点から課題解決が図られるよう助言を行う」とされている。現在の行政の仕組みでは、河川管理者が他の管理する場所で直接的に事業を実施することはできないが、例えば、治水を考える上では森林の保全是重要である、といった流域の視点からの議論も行っていきたい。
- 18) 森林は戦後急速に荒廃した。また、森林に関する調査・研究は進んでいると思う。流域の保水能力と治水上の関係を知る上で、こうした情報の収集にも努めていただきたい。
- 19) 昔は農業用のため池などが多く点在し、流域貯留としての効果があったと考える。ため池などの保水効果が検討されている、あるいは、他の事例として紹介できるものがあればお

聞かせ願いたい。

20) 木曾川、豊川の水資源開発基本計画(フルプラン)が改定されれば、矢作川にも影響があるのではないかと。

- ・フルプランは指定水系における水資源開発の計画であり、矢作川は指定水系となっていない。現在、西三河地域で利用されている木曾川の水、愛知用水地区で利用されている矢作川の水については、将来的に木曾川のフルプランの中でどうなるかは不明であるが、その方向性について整備計画が主導権を得るものではない。

21) 利水安全度を向上させるためには、矢作ダムの利水容量を決めた計画基準年を見直すことも必要と考える。この際、現在の矢作ダムの水供給能力実態や、近年の降雨データ等、新たな知見を加えた基準年の見直しを行う必要があると考える。

- ・今後 20～30 年後を見据える整備計画では、近年の流況や少雨化傾向、年降水量のバラツキなど、近年のデータを含め、必要となる水量の検討を行っていくことを考えている。

22) 自然環境の保全・再生については河川全体の視点も必要であるが、この場所にはこうした植物群落が有効であるといった、具体の施策を検討することも必要である。次回、環境の議論を行う際には、ある程度具体の施策を盛り込んだ資料を提示してほしい。

(2) 次回以降の予定等について

- 1) 次回は、基本方針の概要報告と、環境について再度議論を行い、次回以降の委員会で整備計画原案に対する審議を行うことを確認した。
- 2) 資料－4「矢作川流域の現状の課題、意見等一覧」については、今回の審議の内容を追加したものを、後日、各委員に発送し、内容を確認の上、事務局に指示することを確認した。また、委員会での意見が出ていない項目については、現状と課題に対する各委員の認識をコメントとして書き入れ、事務局に指示することを委員長から提案され了承された。
- 3) 今回オブザーバーとして出席いただいた鈴木峰夫氏については、規約に基づき、次回から委員として出席してもらうことが委員会で確認され、事務局に対し委員委嘱手続きの要請がされた。

以 上